



空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市が所有者等に代わり措置（行政代執行）を行います。

香取市では、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等に対して、第14条第9項の規定による行政代執行を行うこととなりました。

1. 執行開始日時

令和2年8月18日（火曜日）午前9時30分

2. 建物の所在地

香取市佐原口 2097 番地 23

3. 建物の用途・構造

居宅（木造平家建）

※写真参照

4. 執行内容

- ・敷地内に残置されている動産を、適切に管理するか、処分します。
- ・敷地内の草を刈り、越境している草木を剪定します。
- ・飛散のおそれのある部材については、撤去又は飛散防止対策を講じます。
- ・開口している部分を塞ぎ、建物内に侵入されないよう措置します。

5. 事務手続きの経過

- ・命令 平成30年11月2日（措置期限：平成31年2月4日）
- ・戒告 令和元年10月11日（措置期限：令和2年1月11日）

6. その他

- ・措置費用はいったん市が負担し、行政代執行終了後、所有者に請求します。
- ・執行開始日時までに所有者が改善措置を始めた場合は、執行を延期もしくは中止することがあります。

○敷地入り口



○越境した樹枝



○建物



問い合わせ先

香取市建設水道部都市整備課住宅・街なみ班

担当：本宮・佐藤・大竹

電話：0478 - 50 - 1214